



社労士のつぶやき 66 「年間カレンダー」の設定

いよいよ 2019 年も終わろうとしています。今年 1 年で私の事務所に一番多かった相談はダントツで「年間カレンダー」でした。そのきっかけは、法律で「有給休暇を 5 日分取得させる義務」が始まったこと（2019.4～）です。当初、有休の相談は拍子抜けするほど全くありませんでした。私から持ちかけても、社長さんらは「ふーん」といった感じです。私の関与先は小さい事業所が多いので、彼らは「有休は大きなトコの問題」「アルバイトばかりだから」と軽く考えていたフシがあります。しかし、これが夏前後から様相が変わってきました。「5 日分の取得義務」については、TV はもちろんネットなどでバンバン出ています。従業員は当然みな知っている。そのため、「何とか夏休みを有休に充てられないか」という相談が激増してきたのです。

では、逆に聞きます。その「夏休み」は何日あるのか、いや、そもそも御社の休日（所定休日）はどうやって決めているのか？有休とは「勤務日に休んでも給料がもらえる」仕組みですから、その勤務日はいつの何曜日なのか？

これらに答えられない社長さんの何と多かったことでしょうか。固定給社員がいる事業所では、これを「年間カレンダー」として定める必要があるのですが、「そんな細かいこと言うんか！」と話の最中に逆ギレされたこともしょっちゅうでした。

多くの会社は所定休日を就業規則などで定めていますが、就業規則が無い会社の盆正月休はカレンダーを見ながら決める、というのが「よくある話」です。しかし、この辺りはとても重要です。仮に「土日祝、盆正月 4 日」と定めている場合、年間の休日は（1 年 52 週として）土日 104 日、祝日 17 日、盆正月休を合わせると計 125 日となります。逆に勤務日は 365 日から 125 日を差し引いて 240 日、月平均 20 日勤務となります。1 日 8 時間労働だと月 160 時間の平均勤務時間となります。従業員の基本給が 20 万円とすれば、 $20 \text{ 万} \div 160 \text{ 時間} = 1,250 \text{ 円}$ で 1 時間当たりの賃金は 1,250 円となります。このように所定休日を定めなければ、残業代の根拠となる「1 時間当たりの賃金額」が算出されないのです。前述の社長さんらは、有休の計算の前に残業の計算をちゃんとしていなかった、とも言えるのです。

そして簡単に盆正月の休みを「有休取得」に置き換える、と言っても、実はかなりハードルが高いのです。法律的に注意しなければならない点も数多くあります。まだ手をつけていない事業所は、早急に対応すべきでしょう。

社労士事務所アジュール 高 龍弘

燃料カードの価格表【2019年12月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	1 3 2 円
ハイオク	1 4 2 円
軽油	1 1 5 円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	136.0 円
ハイオク	146.0 円
軽油	114.0 円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	出光・ENEOS・COSMO	宇佐美	鈴与 (ENEOS ウイング)
レギュラー	130.5~132.5 円	130.5~132.5 円	132.6~134.6 円
ハイオク	140.4~142.4 円	140.4~142.4 円	142.6~144.6 円
軽油	113.8~115.8 円	113.8~115.8 円	117.2~119.2 円

【価格は税抜】